

令和3年3月19日

福岡市新規創業促進補助金募集要項

【受付期間】

令和2年9月25日（金）から令和3年3月31日（水）まで

【申請書類の提出方法】

郵送又は窓口にて申請を受け付けます。

○窓口申請の場合

特定創業支援等事業を受けたことの証明書を発行する際にお渡しした申請書類に必要事項を記入し、会社設立後に関係書類を添えて下記の申請窓口にお越しく下さい。

○郵送申請の場合

特定創業支援等事業を受けたことの証明書を発行する際にお渡しした申請書類に必要事項を記入し、会社設立後に関係書類を添えて下記の申請窓口へ郵送してください。

※封筒には差出人の住所及び申請者名を明記してください。

※会社の設立日（登記事項証明書における「会社成立の年月日」）から起算して30日以内、又は令和3年3月31日（水）のいずれか早い日の消印有効です。

※レターパックや簡易書留等郵送物の追跡ができる方法で郵送ください。

【申請窓口・問い合わせ先】

福岡市役所 経済観光文化局 創業・立地推進部 創業支援課

（福岡市役所本庁舎14階）

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

TEL：092-711-4455（平日9:00～17:00）

FAX：092-733-5901

<福岡市ホームページ>

https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/r-support/business/tokutei-sougyou-sientoujigyou_3.html



※申請書類については福岡市HPからもダウンロードできます。

1. 補助金の概要

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響下における新たなチャレンジを行う創業者を後押しし、創業の裾野を広げるため、国の特定創業支援等事業を活用して登録免許税半額軽減を受けた方に対し、市独自の支援として残りの半額相当額を支援します。

(2) 補助額

株式会社設立の場合：一律7.5万円

合同、合名、合資会社設立の場合：一律3万円

※予算に限りがありますので、補助金の申請受付は、募集期間内・予算内で先着順です。

2. 補助対象者

補助対象者は、以下のすべての要件を満たす方とします。

- (1) 事業を営んでいない個人又は開業届の提出日から5年を経過していない個人事業主で、令和2年9月15日以降に新たに会社を設立した方。
- (2) 福岡市より、特定創業支援等事業の証明を受け、登録免許税軽減を受けていること。
- (3) 福岡市内に本社を置いていること。
- (4) 新たに設立する会社以外に、経営に携わっている会社がないこと。
- (5) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (6) 本市の市税を滞納していないこと。又は市税の徴収猶予の特例制度等の対象であること。

3. 申請手続

(1) 受付期間

令和2年9月25日（金）から令和3年3月31日（水）まで

(2) 申請書類の提出方法

郵送または窓口にて申請を受け付けます。

会社の設立日（登記事項証明書における「会社成立の年月日」）から起算して30日以内、又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに、福岡市新規創業促進補助金交付申請書兼同意書（様式第1号）及び関係書類を提出してください。

① 窓口申請の場合

(ア) 申請書類の入手方法

特定創業支援等事業を受けたことの証明書を発行する際に、申請書類をお渡しします。

※申請書類については福岡市HPからもダウンロードできます。

(イ) 提出方法

福岡市新規創業促進補助金申請書兼同意書（様式第1号）に必要事項を記入し、会社設立後に関係書類を添えて下記の申請窓口にお越しください。

② 郵送申請の場合

(ア) 申請書類の入手方法

特定創業支援等事業を受けたことの証明書を発行する際に、申請書類をお渡しします。

※申請書類については福岡市HPからもダウンロードできます。

(イ) 提出方法

福岡市新規創業促進補助金申請書兼同意書（様式第1号）に必要事項を記入し、会社設立後に関係書類を添えて下記の申請窓口に郵送してください。

※封筒には差出人の住所及び申請者名を明記してください。

※会社の設立日（登記事項証明書における「会社成立の年月日」）から起算して30日以内、又は令和3年3月31日（水）のいずれか早い日の消印有効です。

※レターパックや簡易書留等郵送物の追跡ができる方法で郵送ください。

【申請窓口】

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

福岡市役所 経済観光文化局 創業・立地推進部 創業支援課

（福岡市役所本庁舎14階）

4. 補助金の交付

(1) 補助金の交付決定、通知

申請書類を受領後、その内容を審査し、適正と認められる場合は「交付決定通知」

及び「請求書の様式」を郵送します。その後、請求書を提出していただいた後に、補助金を交付します。なお申請から支給までは概ね1～2か月程度の期間を要します。

5. その他

- (1) 補助金交付決定後でも、申請内容に虚偽があった場合等は、補助金の交付決定が取り消されることがあります。また、交付決定を取り消された場合において、すでに補助金の交付を受けているときは、当該補助金の全部を返還していただきます。
- (2) 「市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）に滞納がないこと」の確認にあたり、福岡市税務担当課に市税等の課税及び納付状況について照会を行います。
- (3) 申請者及び役員の個人情報について、申請者が暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないことを照会するため、福岡市及び福岡県警察に提供します。
- (4) ご提出いただいた申請書類一式は返却しません。
- (5) 期日までに必要書類の提出が行われない場合は、不交付として取り扱います。
- (6) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、社内において新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の導入に努めてください。

新型コロナウイルス接触確認アプリについて（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html



(App Store)



(Google Play)



新型コロナウイルス
接触確認アプリについて
(厚生労働省 HP)



6. 問い合わせ

ご不明な点は下記の問い合わせ先へお問い合わせください。

【問合せ先】

福岡市役所 経済観光文化局 創業・立地推進部 創業支援課
(福岡市役所本庁舎14階)
〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1
TEL: 092-711-4455 (平日9:00~17:00)
FAX: 092-733-5901

7. 申請に必要な書類

書類名および説明	
①	福岡市新規創業促進補助金交付申請書兼同意書(様式第1号)
	○所定の書式(様式第1号)に記入してください。
②	役員名簿(様式第2号)
	○所定の書式(様式第2号)に記入してください。
③	設立した会社に係る履歴事項全部証明書(写し)
	○法務局から履歴事項全部証明書を取得し、その写しを提出してください。
④	登録免許税の支出を証する書類(写し)
	○登録免許税を支払った際の領収書等の写しを提出してください。